

職員の懲戒処分の公表について（処分日：令和6年3月1日）

地方公務員法第29条第1項に基づく職員の懲戒処分を行ったので、東かがわ市懲戒処分の公表基準に基づき、次のとおり公表します。

## 1 懲戒処分の内容

### （1）道路交通法に違反したことに伴う職員の懲戒処分

- 1 所属名 事業部都市整備課
- 2 職名 課長
- 3 年齢 満56歳
- 4 処分年月日 令和6年3月1日
- 5 処分内容 戒告
- 6 処分理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に基づく懲戒処分
- 7 事案の概要

令和5年9月30日午前6時28分頃、当該職員が私用車を運転して、高知県室戸市内の道路において、制限速度を時速30km超過して走行し、令和5年11月7日高松簡易裁判所から罰金4万円の略式命令を受けた。このことは、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に違反し、同法第29条第1項第1号「地方公務員法に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するものである。

### （2）道路交通法に違反したことに伴う職員の懲戒処分

- 1 所属名 総務部危機管理課
- 2 職名 主任主事
- 3 年齢 満29歳
- 4 処分年月日 令和6年3月1日
- 5 処分内容 戒告
- 6 処分理由 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号に基づく懲戒処分
- 7 事案の概要

令和5年10月3日午後4時5分頃、当該職員が公用車を運転して、東かがわ市小海地内の道路において、制限速度を時速39km超過して走行し、令和5年10月31日高松簡易裁判所から罰金5万円の略式命令を受けた。このことは、地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に違反し、同法第29条第1項第1号「地方公務員法に違反した場合」及び第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」に該当するものである。